

6.ご質問と回答

申請期間について

Q. 今回の申請期間は9月末までになっていますが、これ以降に申請の機会がありますでしょうか？

A. 本年度は今回の申請期間以降に別の申請期間を設ける予定はありません。

他の補助制度との併用について

Q. 地方公共団体にて実施しているV2Hの補助金制度と併用することは可能でしょうか？
また、国の他の補助金との併用は可能でしょうか。

A. 本補助金と地方公共団体の補助金制度との併用は可能です。
地方公共団体の補助制度については、各地方公共団体にお問合せください。

また、本補助金以外の国の補助金を併用する場合、V2Hの本体と工事の費用にかからない補助金であれば併用は可能です。ただし併用先に本補助金との併用が可能かを事前にご確認ください。

申請者住所と設置場所が異なる場合 について

Q. 建築中の戸建て住宅にV2Hを設置予定で、現住所とは異なりますが、補助金の申請は可能でしょうか？

A. V2H補助金は災害時のレジリエンス確保に貢献可能な箇所や、実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先してきました。
このため申請時点で実際に住んでいる住居への設置を原則としておりますが、実績報告までに転居が完了する場合は新築物件等への設置も申請可能となります。

Q. 普段生活している自宅のほかに別荘を所有しており、そこを訪れた際に使用するためV2Hを設置したいのですが、補助の対象でしょうか？

A. V2H補助金は実際に高い頻度で充放電の活用が見込まれる箇所への設置を優先しております。
このため生活の本拠ではない別荘等への設置は補助の対象外となります。

電気自動車等の保有について

Q. 個人宅以外の設置場所区分に申請予定ですが、車検証の提出は必要でしょうか？

A. 車検証の提出は、「個人宅」に設置する場合のみ必要となります。「マンション等」「公共施設・災害拠点」「その他施設」への設置予定の申請においては、車検証の提出は必要ありません。

Q. 自宅にV2Hの設置を考えていますが、保有している電気自動車の名義が同居している父になります。補助金申請は可能でしょうか？

A. 電気自動車等の名義は問いません。
但し車検証の使用の本拠の位置と設置場所住所が一致していることが必要です。

電気自動車等の保有について

Q. 電気自動車を購入予定ですが、生産が当初より遅れ車両の登録が実績報告間際か多少遅れる可能性があります。このような状況ですが、申請可能でしょうか？

A. 申請時点で電気自動車等の購入のための発注が完了していることが分かる発注書等の提出にて申請は可能です。その場合、原則、実績報告期限までに車検証の提出が必要となります。

申請に当たっては実績報告期限までに車両の登録が間に合うよう自動車販売業者と調整を図るとともに、確実に納車可能な車両の購入をご検討ください。

災害協定について

Q. 災害拠点で申請する場合、災害協定は締結されているが申請者が法人化されていない場合でも申請は可能でしょうか？

A. 災害・防災協定を締結している、もしくはそれに準ずる災害時支援を目的として公的な枠組みに属していることを証する書類が提出可能であれば、申請は可能です。